

川崎市児童扶養手当事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）及び児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。）の規定に基づき、児童扶養手当事務手続に必要な事項を定めるものとする。

(認定請求書)

第2条 規則第1条第1項に規定する児童扶養手当認定請求書は、児童扶養手当認定請求書・転入届・額改定〔増額〕請求書（第1号様式）による。

(別居監護申立書)

第2条の2 規則第1条第1項第1の2号、第2号、第2条第1項第2号及び第4条第1項第1の2号、第2号に定める書類は、別居監護申立書（第2号様式）による。

(養育申立書)

第2条の3 規則第1条第1項第3号、第2条第1項第2号及び第4条第1項第3号に定める書類は、養育申立書（第3号様式）による。

(遺棄申立書)

第2条の4 規則第1条第1項第5号ロ及び第4条第1項第5号に定める書類は、遺棄申立書〔新規用〕（第4号の1様式）又は遺棄申立書〔現況届用〕（第4号の2様式）による。

(被災状況書)

第2条の5 規則第1条第1項第7号ホ、第8号ハ及び第3条の2第3項に定める児童扶養手当被災状況書は、児童扶養手当被災状況書（第5号様式）による。

(額改定〔増額〕請求書)

第3条 規則第2条に規定する児童扶養手当額改定請求書は、第1号様式による。

(額改定〔減額〕届)

第4条 規則第3条に規定する児童扶養手当額改定届は、児童扶養手当証書亡失届・額改定〔減額〕届（第6号様式）による。

(支給停止関係 発生・消滅・変更届)

第4条の2 規則第3条の2第1項及び第2項に規定する児童扶養手当支給停止関係届は、児童扶養手当支給停止関係 発生・消滅・変更届（第7号様式）による。

(支給停止に関する届出)

第4条の3 規則第3条の3に定める公的年金給付等受給状況届は、公的年金

給付等受給状況届（第7号の2様式）による。

（一部支給停止適用除外に関する届出）

第4条の4 規則第3条の4に規定する児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（第7号の3様式）による。

（介護していることの申立書）

第4条の5 規則第3条の4第1項第3号ロ（2）後段に定める書類は、介護していることの申立書（第7号の4様式）による。

（所得状況の届出）

第4条の6 規則第3条の5に定める書類は、児童扶養手当所得状況届（第7号の5様式）による。

（現況届）

第5条 規則第4条に規定する児童扶養手当現況届は、児童扶養手当現況届（第8号様式）による。

（変更届〔受給者氏名〕）

第6条 規則第5条に定める届書は、児童扶養手当変更届〔住所・受給者氏名・金融機関〕（第9号様式）による。

（転出届）

第7条 規則第6条第1項に定める届書は、児童扶養手当転出届（第10号様式）による。

（転入届）

第7条の2 規則第6条第2項に定める届書は、第1号様式による。

（証書亡失届）

第8条 規則第10条に規定する児童扶養手当証書亡失届は、第6号様式による。

（資格喪失届）

第9条 規則第11条に規定する児童扶養手当資格喪失届は、児童扶養手当資格喪失届・受給資格者死亡届・未支払手当請求書（第11号様式）による。

（受給資格者死亡届）

第10条 規則第12条に定める届書は、第11号様式による。

（未支払手当請求書）

第11条 規則第12条の4に規定する未支払児童扶養手当請求書は、第11号様式による。

（変更届〔住所〕）

第12条 規則第15条第2項に定める届書は、第9号様式による。

（認定通知書及び証書）

第13条 規則第16条第1項に規定する児童扶養手当認定通知書は、児童扶

養手当認定通知書（第１２号様式）とし、児童扶養手当証書は、児童扶養手当証書（第１３号様式）とする。

（支給停止通知書）

第１３条の２ 規則第１６条第２項に規定する児童扶養手当支給停止通知書は、児童扶養手当支給停止通知書（第１４号様式）による。

（認定請求却下通知書）

第１４条 規則第１７条に規定する児童扶養手当認定請求却下通知書は、児童扶養手当認定請求却下通知書（第１５号様式）による。

（額改定通知書）

第１５条 規則第１８条第１項に規定する児童扶養手当額改定通知書は、児童扶養手当額改定通知書（第１６号様式）による。

（額改定請求却下通知書）

第１５条の２ 規則第１８条第６項に規定する児童扶養手当額改定請求却下通知書は、児童扶養手当額改定請求却下通知書（第１７号様式）による。

（支払通知書）

第１６条 規則第２１条の２に定める未支払児童扶養手当請求書を受理したとき、請求者に交付する児童扶養手当支払通知書は、児童扶養手当支払通知書〔定期払〕（第１８号様式）又は児童扶養手当支払通知書〔随時払〕（第１９号様式）（随時払）による。

（資格喪失通知書）

第１７条 規則第２２条に規定する児童扶養手当資格喪失通知書は、児童扶養手当資格喪失通知書（第２０号様式）による。

（受給資格調査員証）

第１８条 規則第２８条に規定する証明書は、児童扶養手当受給資格調査員証（第２１号様式）による。

（委任）

第１９条 この要綱の実施に関し必要なことは、こども未来局長が定める。

附則（平成１４年７月３０日 １４川健児第４１１号）

（施行期日）

この要綱は平成１４年８月１日から施行する。

附則（平成１７年４月１日 １７川健こ家第１４２０号）

(施行期日)

この要綱は平成１７年４月１日から施行する。

附則（平成１８年４月１日　１８川健こ家第４８７号）

(施行期日)

この要綱は平成１８年４月１日から施行する。

附則（平成１９年４月１日　１９川健こ家第４３７号）

(施行期日)

この要綱は平成１９年４月１日から施行する。

附則（平成２０年３月１０日　１９川健こ家第１７９３号）

(施行期日)

この要綱は平成２０年３月１０日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式による用紙については、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成２０年３月２７日　１９川健こ家第１９３１号）

(施行期日)

この要綱は平成２０年４月１日から施行する。

附則（平成２１年１月３０日　２０川市こ家第１３４７号）

(施行期日)

この要綱は平成２１年１月３０日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式による用紙については、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成２２年４月１日 ２１川市こ家第１３９４号）

（施行期日）

この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

附則（平成２８年１月１日 ２７川市こ家第１１７６号）

（施行期日）

この要綱は平成２８年１月１日から施行する。

（経過措置）

改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

（施行期日）

この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

附則（平成２８年４月１日 ２８川ここ家第１４６５号）

附 則（令和元年７月１日付３１川ここ家第１０５６号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和２年３月１９日付３１川ここ家第１２１２号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年８月２日付３川ここ家第７０３号）

この要綱は、令和３年８月２日から施行する。

附 則（令和４年３月１日付３川ここ家第１６１８号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和4年12月27日付4川ここ家第1675号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和6年5月1日付6川こ児第729号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和7年4月22日付7川こ児第642号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

証 書 番 号	☐ 認定請求書 ☐ 転入届 ☐ 額改定（増額）請求書 児童扶養手当	受 付 年 月 日 受付番号	年 月 日 番					
※該当する項目にレ点を付けてください。								
あなたのことについて	氏名カナ（カタカナで記入し、濁点も1ますに記入）		生年月日		年 月 日		転入の方の前住所（新規請求の方は1月1日現在の住所）	
	氏 名		通称名（外国人の場合）		川崎市に転入する前の都道府県（市区町村）で受給していた		証 書 番 号 第 号	
	姓 名		姓 名		個人番号		方 書（漢字で記入）	
	現住所 〒 川崎市 区		住所要件 有		住民票の住所 〒		方 書（漢字で記入）	
	電話番号		自宅携帯呼出		勤務先（常勤・パート）		勤務先の電話番号	
	金融機関名		本・支店名		銀行コード		口座番号	
	障害（有・無）		障害名		等級		年金（種類）年額（ ）円	
	障害手帳番号		交付団体		年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円	
	年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円	
	年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円		年金（種類）年額（ ）円	
児童及び児童の父又は母との状況について	対象児童の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居	
	姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円	
	個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）	
	該当事由（父又は母との状況）		年 月 日		障害名		3 受けることができない { }	
	イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害		年 月 日		障害名		身障手帳（療育手帳A） 発行者	
	ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令		年 月 日		障害名		手帳番号 等級	
	ト 拘禁 チ 未婚 リ その他		年 月 日		障害名		手帳番号 等級	
	対象児童の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居	
	姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円	
	個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）	
該当事由（父又は母との状況）		年 月 日		障害名		3 受けることができない { }		
イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害		年 月 日		障害名		身障手帳（療育手帳A） 発行者		
ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
ト 拘禁 チ 未婚 リ その他		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
父又は母の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居		
姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円		
個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）		
該当事由（父又は母との状況）		年 月 日		障害名		3 受けることができない { }		
イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害		年 月 日		障害名		身障手帳（療育手帳A） 発行者		
ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
ト 拘禁 チ 未婚 リ その他		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
父又は母の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居		
姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円		
個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）		
該当事由（父又は母との状況）		年 月 日		障害名		3 受けることができない { }		
イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害		年 月 日		障害名		身障手帳（療育手帳A） 発行者		
ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
ト 拘禁 チ 未婚 リ その他		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
父又は母の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居		
姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円		
個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）		
該当事由（父又は母との状況）		年 月 日		障害名		3 受けることができない { }		
イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害		年 月 日		障害名		身障手帳（療育手帳A） 発行者		
ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
ト 拘禁 チ 未婚 リ その他		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
父又は母の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居		
姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円		
個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）		
該当事由（父又は母との状況）		年 月 日		障害名		3 受けることができない { }		
イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害		年 月 日		障害名		身障手帳（療育手帳A） 発行者		
ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
ト 拘禁 チ 未婚 リ その他		年 月 日		障害名		手帳番号 等級		
父又は母の氏名		生年月日		続柄		孤児 同別居		
姓 名		年 月 日		公的年金		1 受けることができる 年額（ ）円		
個人番号		*支給要件該当年月日		障害（有・無）		2 支給停止 年額（種類）		
該当事由（父又は母との状況）								

第 2 号様式

(児童扶養手当の請求・届)

別 居 監 護 申 立 書

年 月 日

証書番号 第 _____ 号 氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____

私は、支給対象児童と別居しておりますが、次のとおり監護していることを申し立てます。

1 監護している事実について

別居先住所 _____

別居先の世帯主 _____ (請求者との関係 _____)
別居先の同居者① _____ (請求者との関係 _____)
別居先の同居者② _____ (請求者との関係 _____)
別居先の同居者③ _____ (請求者との関係 _____)
別居先の同居者④ _____ (請求者との関係 _____)
別居先の同居者⑤ _____ (請求者との関係 _____)
別 居 理 由 _____

仕送り・文通・電話番号等 _____

2 別居している児童

続 柄

_____ 年 月 日 生 (_____)
_____ 年 月 日 生 (_____)
_____ 年 月 日 生 (_____)

区役所使用欄

(整 理 番 号 _____ 号)
年 月 日

上記申立てのとおりでであることを確認しました。(その他所見がある場合には、次に記入。)

(住所) _____
(氏名) _____

第 3 号様式

(児童扶養手当の請求・届用)

養育申立書

年 月 日

証書番号 第 号 氏名

住所

電話番号 児童との関係 ()

私は、次のとおり養育していることを申し立てます。

1 養育している児童 続 柄

年 月 日 生 ()

年 月 日 生 ()

年 月 日 生 ()

2 養育するに至った理由

	父 の 状 況	母 の 状 況
氏 名		
該 当 状 況	イ離婚・ロ死亡・ハ障害・ニ生死不明 ホ遺棄・ヘ拘禁・ト未婚の女子の子 チその他 ()	イ死亡・ロ生死不明・ハ拘禁 ニ戸籍上母がいない ホその他 ()
事 由 発 生	年 月 日	年 月 日
非該当予定	年 月 日	年 月 日

区役所使用欄

(整 理 番 号 号)

年 月 日

上記申立てのとおりでであることを確認しました。(その他の所見がある場合には、次に記入。)

(住所)

(氏名)

第 4 号の 1 様式

児童扶養手当遺棄申立書（新規用）

遺 棄 申 立 書

年 月 日

証書番号 第 _____ 号 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

1 遺棄されている児童 続 柄

_____ 年 月 日 生 ()

_____ 年 月 日 生 ()

_____ 年 月 日 生 ()

上記の児童は、次の理由により父又は母から遺棄されていることを申し立てます。

2 遺棄された理由（具体的に、できるだけ詳しく書いてください。）

(1) 遺棄された当時の状況

(2) その後の経過（直近 1 年の状況について詳しく書いてください。）

.....

年 月 日

上記のとおり相違ありません。なお、次のとおり請求者について意見を申し添えます。

(意見欄) _____

福祉事務所長

第 4 号の 2 様式

児童扶養手当遺棄証明書(現況届用)

遺 棄 申 立 書

年 月 日

証書番号 第 _____ 号 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

次の児童は、次の理由により父又は母から遺棄されていることを申し立てます。

(1) 認定後の経過（直近 1 年の状況について詳しく書いてください。）

(2) 遺棄されている児童氏名

_____ (年 月 日生) _____ (年 月 日生)

_____ (年 月 日生) _____ (年 月 日生)

上記のとおり相違ありません。なお、次のとおり請求者（受給者）についての意見を申し添えます。

（意見欄） _____

年 月 日

福祉事務所長

遺 棄 調 書

項目	内容	項目	内容
父親又は母親と対象児童との関係	1 実父・実母 2 養父・養母 3 認知した父	子どもの安否を気遣う連絡	1 有り 2 無し
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出	警察・親族等の捜索依頼	1 有り (年 月届出) 2 無し
別居の時期	年 月から	母親の離婚の意思	1 有り 2 無し 3 将来は考えたい
仕 送 り	1 有り 2 無し	離婚後の子どもの養育	1 母親 2 父親
父親又は母親の行方の状況	1 不明 2 判明 (住所 _____ TEL _____ - _____)		
受付年月日	年 月 日	担当者氏名	

第 5 号様式

(表 面)

児童扶養手当被災状況書

受付年月日

年 月 日

番

① 提 出 者	証 書 番 号	提出者 氏 名	フリガナ
	住 所 〒		

② 被 災 者	被災者氏名		提 出 者 () との続柄
	被災当時の住所又は居住地		職 業

③ 災 害	災害の種類	被 災 年月日	年 月 日
	④保険金又は損害賠償金の受給状況		
☐受けた 種類 () ☐受けることができる 金額 円 ☐受けていない			
※ 審 査			

⑤ 被 災 状 況	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格	損 害 の 程 度 と そ の 金 額
	住 宅		
	家 財		
	田 畑		
	宅 地		
	住宅で ない建 物の その他 の財産		

上記のとおり、被災状況を申し立てます。

川 崎 市 長 様 年 月 日 氏名

※上記のとおり、相違ありません。

年 月 日 川 崎 市 長

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではっきりと書いてください。

(裏面)

注 意

- 1 ①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。
- 2 ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者（父母・祖父母・子・孫・兄弟姉妹など）で震災、風水害、火災など災害により、住宅、家財その他の財産（自分の所有するもののほか、所得税法に定める同一生計配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。）について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- 3 ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか〇〇台風などのように、なるべくくわしく記入してください。
- 4 ⑤の欄の記入については、次の事柄に留意してください。
 - (1) 被災前の財産の概要とその価格
財産は、被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかったものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたときは、当然家財に被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでないときは、家財について記入してください。

イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入してください。
(例 木造平屋建て60平方メートル約50万円)

ロ 「家財」については、その家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、あわせて、住宅の規模、構造、延面積などを記入してください。

ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積、価格等を記入してください。

ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入してください。

ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入してください。

ヘ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入してください。
 - (2) 損害の程度とその価格
イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部焼失等のように記入してください。
「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入してください。
「田畑」及び「宅地」については、流失、冠水、〇〇センチメートル土砂（泥土、砂礫）堆積等の別及びその被害面積を記入してください。
「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入してください。

ロ 損害の金額は、時価〇〇万円のように記入してください。
- 5 この被災状況書についてわからないところがありましたら、お住いの地区の区役所にお問い合わせください。

第 6 号様式

(表 面)

児 童 扶 養 手 当

- ☐ 証 書 亡 失 届
☐ 額 改 定 (減 額) 届

※該当する項目にレ点を付けてください。

受付年月日	番
	年 月 日

必須記入欄	証 書 番 号		フリガナ	
			受給資格者氏名	
	住 所	〒 TEL ()		

証 書 亡 失

	証 書 を 失 っ た 日	年 月 日
	証 書 を 失 っ た 日 理 由	

額 改 定 (減 額)

	対 象 児 童 で な く な っ た 児 童 の 氏 名		発 生 理 由 裏 面 参 照	()
	発 生 年 月 日	年 月 日	(児 童 施 設 入 所 の 場 合 は そ の 名 称 を 下 段 に 記 入 の 事)	備 考
特 記 事 項				

担 当 者 確 認 欄	戸 籍 謄 本	住 民 票	婚姻届・その他 ()
	確認年月日 年 月 日	確認年月日 年 月 日	確認年月日 年 月 日
	確認内容 ☐ 異動なし ☐ 年 月 日 婚姻 ☐ 年 月 日 ()	確認内容 ☐ 異動なし ☐ 年 月 日 同居 ☐ 年 月 日 ()	確認内容 ☐ 異動なし ☐ 年 月 日 婚姻 ☐ 年 月 日 ()
	☐ 過払金が発生するため、受給者に返納について説明を行いました。		担当者氏名
	聴取状況		

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

川 崎 市 長 様 氏 名

※字は楷書ではっきりと書いてください。

(裏面)

注 意

- 1 「発生理由」欄には、次に該当する番号を記入してください。
- 2 発生理由 03の場合は、当該施設名称を「備考」に記入してください。

児童扶養手当の額改定(減額)の発生理由

- 1 01 対象児童が父又は母に監護されなくなった。
02 対象児童が養育者に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。
03 対象児童が児童福祉施設等に入所した。
04 対象児童が日本国内に住所を有しなくなった。
05 対象児童が死亡した。
06 対象児童が障害の状態に該当しなくなった。
07 対象児童が父又は母と生計を同じくするようになった。
08 対象児童が父又は母の配偶者に養育されるようになった。
09 支給要件に該当しなくなった。
10 対象児童が遺棄の状態でなくなった。
11 対象児童が父又は母の事実上の配偶者に養育されるようになった。
12 対象児童の父又は母の障害程度が支給基準に該当しなくなった。
- 2 児童扶養手当法(以下「法」という。)第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかにでないことのいずれかに該当する児童をいう。以下同じ。)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、お住まいの地区の区役所にお問い合わせください。
- 3 全ての対象児童が1の01から12までのいずれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

第 7 号様式

(表面)

☐ 児童扶養手当支給停止関係 ☐ 発生
☐ 消滅 届 ☐ 変更

受付年月日	番
	年 月 日

☐ 児童扶養手当所得状況変更届 (手当区分に変更がなく、所得額等に変更がある場合)

※該当する項目にレ点を付けてください。

証 書 番 号	第 号	フリガナ	
		受給資格者氏名	
住 所	〒	TEL (	- -)

☐ 児童扶養手当支給停止関係 (発生・消滅・変更) 届

※該当するところに○をつけてください。裏面の注意をよく読んでから書いてください。

1 支給停止事由発生 (変更)	年 月 日
イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。	
ロ 所得の高い人と婚姻した。	
ハ 法第9条の児童 (孤児等) の養育者がその児童と養子縁組をした。	
ニ 法第9条の児童 (孤児等) の養育者がその児童を養育しなくなった。	
ホ 法第9条の児童 (孤児等) が死亡した。	
ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童 (孤児等) に該当しなくなった。	
ト その他 ()	
2 支給停止事由消滅 (変更)	年 月 日
イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。	
ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。	
ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。	
ニ 所得の高い配偶者が死亡した。	
ホ 法第9条の児童 (孤児等) を養育するようになった。	
ヘ 養育している児童が法第9条の児童 (孤児等) に該当するようになった。	
ト その他 ()	

☐ 児童扶養手当所得状況変更届

※該当するところに○をつけてください。

変更事由	年 月 日
イ 扶養義務者と同居するようになった。	
ロ 扶養義務者と別居するようになった。	
ハ 扶養義務者が変更した。	
ニ 所得の修正申告をした。	
ホ その他 ()	

※変更後の所得状況

必須記入欄	年分の所得										障害者-A 特別障害者-B 老人扶養親族・老人同一生計配偶者-C 寡婦-D 勤労学生-E ひとり親-F				該 当 に て く だ さ い
	氏 名	扶養 人数	その 他 の 数	所 得 額	児童扶養手当法施行令 第3条に定める金品等の額 (養育費) ※1	老 人 特 定	16 19 歳 以 上 未 満	障 害 数	特 障 数	(※2) 控除 の 種 類	その他の控除合計額 雑損・医療費・小規模・配特・地方 税法附則第6条第1項による免除 (内用半の売却による事業所得)の合計				
	受 給 者				受 給 者 (父・母・ 養育費)										
	配 偶 者 ()														
	扶養義務者 ()														
	個人番号	配偶者				扶養義務者									
所得について 1 課税台帳照合済 2 所得証明書添付 3 所得未申告															

※1 父又は母である請求者に限る。

※2 D・Fは父又は母である請求者には適用しない。

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

川 崎 市 長 様

氏名

※字は楷書ではっきりと書いてください。

担当者確認	☐ 過払金が発生するため、受給者に返納について説明を行いました。 (聴取状況)	担 当 者 氏 名
-------	---	-----------

*本人確認 (番号確認・身元確認) 欄

① 番号 確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 住民票の写し	② 身元 確認	1 種 別	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 ☐ その他 ()	2 種 別	☐ 年金手帳 ☐ 戸籍謄本 ☐ 資格確認書 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ その他 ()
---------------	---	---------------	-------------	--	-------------	---

(裏面)

児童扶養手当支給停止関係(発生・消滅・変更)届にレ点を付けた場合の注意事項

1 1の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。
この場合には「☐変更」の「☐」にレ点を付けてください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下、「扶養義務者」といいます。)とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) ヘの「該当しなくなった」とは、
ア 児童があなた以外の人の養子になった
イ 生死不明の父又は母が生存していることがわかった
ウ 父又は母の拘禁が終了した
エ 児童の父又は母が明らかになった
などの場合をいいます。
- (5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減った場合(いなくなった場合を除きます。)には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。
- (6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 2の欄について

- (1) 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止になる場合にも、この欄に記入してください。
この場合には「☐変更」の「☐」にレ点を付けてください。
- (2) 監護している児童、監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、お住まいの地区の区役所に御確認ください。

- (1) 1の欄のイ又は2の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった(又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した)ことが明らかになる書類
- (2) 1の欄のロ又は2の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)した(又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した)ことが明らかになる戸籍の謄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び世帯全員の住民票の写し
- (3) 1の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本
- (4) 1の欄のニ又は2の欄のホに該当する方は、養育しなくなった(又は養育するようになった)ことが明らかになる書類と世帯全員の住民票の写し
- (5) 1の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- (6) 1の欄のヘ若しくはト又は2の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届についてわからないことがありましたら、お住まいの地区の区役所にお問い合わせください。

第 7 号 の 2 様 式

(表 面)

※ 第 号

受付年月日	番
	年 月 日

公的年金給付等受給状況届

(ふりがな) 氏 名	証 書 番 号	第 号
住 所		
① 公的年金給付等受給事由発生 年 月 日 イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができたようになった。 ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になった。 ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができたようになった。 ニ 受給者が公的年金給付を受けることができたようになった。 ホ 受給者が遺族補償等を受けることができたようになった。		
② 公的年金給付等受給事由消滅 年 月 日 イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができなくなった。 ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象でなくなった。 ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。 ニ 受給者が公的年金給付を受けることができなくなった。 ホ 受給者が遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。		
③ 公的年金給付等受給額変更 年 月 日 イ 児童が受けることができる父又は母の死亡について支給される公的年金給付の額が変更になった。 ロ 児童が対象となっている父又は母に支給される公的年金給付の額の加算額が変更になった。 ハ 児童が受けることができる父又は母の死亡について遺族補償等の額が変更になった。 ニ 受給者が受けることができる公的年金給付の額が変更になった。 ホ 受給者が受けることができる遺族補償等の額が変更になった。		
上記のとおり、公的年金給付等の受給状況について届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 川 崎 市 長 様		
備 考		

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

(裏面)

注 意

1 ①②③の欄について

- (1) それぞれイからホまでのうち該当する記号を全て○で囲んでください。
- (2) 公的年金給付等を受けることができるときは、現に受給している場合のみでなく、申請をすれば受けることができる場合を含みます。
- (3) ロは、受給資格者が母の場合は父について、受給資格者が父の場合は母についての状況を回答してください。

2 この届には、「公的年金給付等の支給を行う者の証明書」を添えてください。証明書は、原則として、申請を行う日からおおむね1か月以内に発行（証明）されたものである必要があります。

なお、公的年金給付等の関係書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書等）の写しにより、その受給状況が確認できるときは、当該書類をもって証明書に代えることができます。

年金事務所等において証明書等の発行に相当の期間を要するなどの理由で当該書類の提出が困難である場合は、その旨を記載した申立書の提出をもって受付が可能な場合がありますので、お住まいの地区の区役所にご相談ください。

3 この届について分からないことがありましたら、お住まいの地区の区役所にお問い合わせください。

第 7 号の 3 様式

(表 面)

児童扶養手当 一部支給停止適用除外事由届出書
(法第 13 条の 3)

受付年月日	番		
	年	月	日

受給資格者	証書番号		フリガナ	
			氏 名	
	住 所 (電話)	()		

届 出 事 項	次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。			
	(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。			
	(2) 障害の状態にある。			
	(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由()により就業することが困難である。			
	(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由()により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。			

上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。

年 月 日

氏 名

(宛て先) 川崎市長

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。

※字は楷書ではっきりと書いてください。

担当者 確認欄	備 考													
	添付書類確認月												担当者氏名	
	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12
	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

(裏面)

注 意

1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日）の属する月の翌月以降において、手当の一部支給停止適用除外を受けようとするときに、その年の8月1日（一部支給停止適用除外を受けようとする月（以下、「適用除外事由発生月」という。）が8月から10月までのいずれかの月であるときはそれぞれその3月前の月の初日、1月から7月までのいずれかの月であるときはその前年の8月1日）から適用除外事由発生月の末日（適用除外事由発生月が8月であるときは、9月30日）までの間に出してください。なお、その年の8月（適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月であるときは、その前年の8月）に、児童扶養手当現況届と併せて出すことができます。

また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。

2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類

イ 雇用されていることを証明することができる書類の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることを明らかにできる書類

ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類

ホ 県知事、市長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行ったことを明らかにできる書類

(2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類

イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ エックス線直接撮影写真（呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。）、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゅう、骨又は関節結核、骨ずい炎、骨又は関節損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。）

(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類

医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類

(4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類

イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類

3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は（ ）内を記入してください。

4 この届出書は、区役所に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、お住まいの区役所にお問い合わせください。

第 7 号の 4 様式

(児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出用)

介護していることの申立書

年 月 日

証書番号 第 号 氏 名

住 所
(電話) ()

私は、次のとおり介護（看護）していることを申し立てます。

介護の状況

要介護の方	住 所	
	氏 名	
	受給者との続柄	
介護を行わなければならない事情		(他に介護する方がいない状況等を記入してください。)

区役所使用欄

(整理番号 号)

年 月 日

•上記申立てのとおりでであることを確認しました。(その他所見がある場合には、次に記入。)

(住所)

(氏名)

第 7 号 の 5 様 式

児 童 扶 養 手 当 所 得 状 況 届

受付年月日	受付番号
年 月 日	番

フリガナ			
氏名			
住所	区		
電話番号		証書番号	第 号

あなたとあなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

年分の所得										障害者－A 特別障害者－B 寡婦－C 勤労学生－D ひとり親－E		
氏名	扶養人数	その他の児童数	所得額	児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額（養育費）※1	老人	特定	16歳以上満	19歳未満	障害数	特障数	(※2) 控除の種類	その他の控除合計額 雑損・医療費・小規模・配特。地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）の合計
請求者				父・母								
配偶者（ ）				児童								
扶養義務者（ ）												

所得について 1 課税台帳照合済 2 所得証明書添付 3 所得未申告
※1 父又は母である請求者に限る。
※2 C・Eは父又は母である請求者には適用しない。

上記のとおり届け出ます。	年 月 日
(宛先) 川崎市長	氏名

区役所使用欄

第 8 号様式

(表面)

(1) 証 書 番 号		枝番	
児童扶養手当現況届 (年度)			
※(7)～(20)の所得額については、裏面をよく読んで記入してください。 字は楷書ではっきりと書いてください。記名捺印に代えて署名することができます。			
(2) 氏 名	次のとおり、相違なく現況を届け出ます。		
生年月日	年 月 日 氏名 (印)		
川崎市長 殿			
(3) 郵便番号	勤務先		所在地
住 所	電 話	電 話	電 話
(4) 本支給対象児童の状況	児 童 氏 名	入 所 施 設 名	生 年 月 日
	続 柄	同 居 別 居 の 別	該 当 事 由
	孤 児	父又は母障害	有 期 事 由 ・ 年 月
	非 該 当 予 定	年 月 日	
(5) 父又は母の死亡に関し (4)の児童がうけることのできる公的年金又は遺族補償について	(6) 公的年金 (受給者・配偶者について)		
○で囲む ア. 受けることができない。 イ. 受けることができる。 (1)公的年金 (種類: 基礎年金番号・年金コード) (年額: 円) (2)遺族補償 (種類: 基礎年金番号・年金コード) (年額: 円) ウ. 支給停止されている。 (から まで)	○で囲む 1. 受けることができない。 2. 受けることができる。 3. 支給停止されている。 4. 父又は母 (障害) の場合、児童が加算の対象に 5. なっている。 6. なっていない。	右の欄に記入してください	年 金 受 給 者 氏名 氏名 受給年金名 基礎年金番号・年金コード 等 級 (加算の) 年額 円 円
父又は母が拘禁されている場合	氏 名	備 考	必須添付書類及び確認事項
拘禁終了予定年月日		全額支給 42910	
支払金融機関 金融機関名・支店名・種別・口座番号			
証書亡失届	次のように届け出ます。		
証 書 を 失 っ た 日	年 月 日		
証 書 を 失 っ た 理 由			
前年所得 (受)扶 定 老 障 特 控 養育費 (父または母) (配) 扶 老 障 特 控 (児童) (扶) 扶 老 障 特 控 所得額 控除後	・課税台帳照会済 ・所得未申告 ・所得証明書添付または マイナンバーの確認	金融機関変更届 次のように届け出ます。	
	生活保護 から まで	金 融 機 関 名	本 ・ 支 店 名
		銀行コード	支店コード
		普通預金	口 座 番 号
		口座名義人 (カタカナ)	
年分所得	氏 名	(11) 扶養親族等の数	(12) (11)以外の生計別数
(7) 受 給 者		人	人
(8) 孤児等の養育者		人	人
(9) 配 偶 者		人	人
(10) 扶養義務者		人	人
(10) 扶養義務者		人	人
(10) 扶養義務者		人	人
(10) 扶養義務者		人	人
(20) 養 育 費	(父または母) 円		
(20) 養 育 費	(児童) 円		
(20) 養 育 費	控除対象扶養親族 (16歳以上～19歳未満) 人		

(裏面)

<児童扶養手当現況届>

所得欄記入上の注意

- (11) 扶養親族等の数
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数。
- (12) (11)以外の生計児数
(11)以外で前年の12月31日において届出者が生計を維持していた児童数。
- (13) 所得額
前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額。
- (14) (11)のうち特定扶養親族の数。(受給者のみ)
- (15) (11)のうち老人扶養親族の数。(受給者については、老人扶養親族、老人同一生計配偶者の合計数。)
- (16) 本人及び(11)のうち障害者(特別障害者を除く)の数。
- (17) 本人及び(11)のうち特別障害者の数。
- (18) 本人にかかる控除の種類を3つ選び、A～Fの記号で記入。ただし、請求者が母又は父である場合には、**寡婦控除**、**ひとり親**は控除しません。
A－障害者、B－特別障害者、D－寡婦、E－勤労学生、F－ひとり親、
- (19) 雑損・医療・小企共済・配特・肉用牛の合計
地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は、地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)を受けたとき、それぞれの項目を丸で囲み、控除の合計額を記入。
なお、(18)の控除が4種類以上の場合、(18)に記入できなかった控除額も、この欄に合算し記入。
- (20) 養育費
請求者が母である場合にはその児童の父から、又は請求者が父である場合にはその児童の母から、対象児童についての扶養義務の履行をするための費用として受け取った金品等の金額を、それぞれ母、父又は児童に支払われた合計額を記入。
- ◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

第 9 号様式

児童扶養手当変更届
(住所・受給者氏名・金融機関)

証 書 番 号		フリガナ	
		受給資格 者 氏 名	

受付年月日		番
	年 月 日	

住所変更

	現 住 所	〒 団地・アパート 方書（漢字で記入）																								
	現住所の電話番号										自・呼	勤務先の電話番号										変更年月日	年号	年	月	日
住所要件		有		住民票の住所 〒																						

備考（旧住所地等）

☐ 同居人（支給要件を欠くことになる人）がいないことの確認を行いました。	担 当 者 氏 名
☐ 世帯構成（扶養義務者を含む）変更の有無の確認を行いました。 ☐ 有 ☐ 無	

扶養義務者と同・別居となった場合、所得状況を調査し手当支給区分に変更が生じるときは、「支給停止関係（発生・消滅・変更）届」、変更が生じないときは、「所得状況変更届」を併せて提出。

受給資格者の氏名等変更

あなたの新しい氏名（漢字で記入）				外国人の場合 通称名（漢字で記入）	
姓		名		姓 名	
あなたの新しい氏名（カタカナで記入し、濁点も 1 ますに記入し、姓と名の間を 1 ます空ける。）					

金融機関変更

	金融機関	本・支店名	銀行コード	支店コード	普通預金	口座番号			
	口座名義人（口座名義があなたのカナ氏名と異なる場合左づめで記入）								

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

川 崎 市 長 様 氏名

※字は楷書^{かいし}ではっきりと書いてください。

第 10 号様式

受付 年 月 日	番
	年 月 日

児 童 扶 養 手 当 転 出 届			
証書番号	第	号	氏 名
新住所	〒 Tel (- -)		
旧住所	〒 Tel (- -)		
転出予定 年月日	年 月 日		
備考			

新支払希望先（新しい支払先金融機関をご希望の方は御記入ください。）

口座名義人（カタカナ）												普 通 預 金	口座番号						
金融機関名						本・支店名						銀行コード				支店コード			

上記のとおり届け出ます。

川 崎 市 長 様

年 月 日

氏名

注意 1 住民基本台帳に記載された転出年月日と同一日を記入してください。
 2 この届を出された方は、14 日以内に新住所地の市区町村で児童扶養手当の
 転入届を提出してください。

第 11 号様式

(表 面)

児童扶養手当

☐資格喪失届
☐受給資格者死亡届
☐未支払手当請求書

受付年月日

番

年 月 日

※該当する項目にレ点を付けてください。

※氏名・住所に変更のある方は、変更後の氏名・住所等を記入してください。

資格喪失の方	フリガナ		TEL	()
	氏 名			
	住 所			

※金融機関に変更のある方（口座名義の変更を含む）及び未支払請求の方は記入してください。

金融機関変更	銀行	金融機関名	本・支店名	銀行コード	支店コード	普通預金	口座番号
	振込						
	口座名義人						

必須記入欄	証 書 番 号	第 号	フリガナ			
	住 所		受給資格者氏名			
	発 生 年 月 日	年 月 日	TEL	()		
	特 記 事 項					

担当者確認欄	戸 籍 謄 本	住 民 票	婚姻届・その他()			
	確認年月日	年 月 日	確認年月日	年 月 日	確認年月日	年 月 日
	確認内容 ☐ 異動なし	確認内容 ☐ 異動なし	確認内容 ☐ 異動なし			
	☐ 年 月 日 婚姻	☐ 年 月 日 同居	☐ 年 月 日 婚姻			
	☐ 年 月 日 ()	☐ 年 月 日 ()	☐ 年 月 日 ()			

☐過払金が発生するため、受給者に返納について説明を行いました。

担 当 者 氏 名

聴取状況

※未支払請求の方は記入してください。

未支払請求の方	請求者である児童氏名		児童住所	
	届出人氏名		届出人住所	
	届出人と児童との関係		TEL (児童もしくは届出人)	()

上記のとおり届け出（請求）します。年 月 日

川 崎 市 長 様 氏名

※字は楷書ではっきりと書いてください。

添付書類 (○をつける) 証書 戸籍謄本 住民票 その他 ()

(裏面)

注 意

- 1 この届けには必ず手当証書を添えてください。
- 2 「発生理由」欄には、次に該当する番号を□□内に記入してください。
- 3 受給資格者が死亡したときは、戸籍謄本または、死亡を証明する書類を添付してください。
- 4 発生理由の05の場合は当該施設名称を「特記事項」欄に記入してください。
- 5 発生年月日と住民票の公簿上の年月日が相違する場合は、その理由を「特記事項」欄に記入してください。

児童扶養手当の資格喪失等の発生理由

- 01 受給者が日本国内に住所を有しなくなった。
- 02 受給者が死亡した。
- 03 対象児童が父又は母に監護されなくなった。
- 04 対象児童が養育者に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
- 05 対象児童が児童福祉施設等に入所した。
- 06 対象児童が日本国内に住所を有しなくなった。
- 07 対象児童が死亡した。
- 08 対象児童が障害の状態に該当しなくなった。
- 09 対象児童が18歳に達した年度末をむかえた。
- 10 対象児童が20歳に達した。
- 11 対象児童が父又は母と生計を同じくするようになった。
- 12 対象児童が父又は母の配偶者に養育されるようになった。
- 13 支給要件に該当しなくなった。
- 14 対象児童が遺棄の状態でなくなった。
- 15 対象児童が父又は母の事実上の配偶者に養育されるようになった。
- 16 拘禁終了
- 17 対象児童の父又は母の障害程度が支給基準に該当しなくなった。

様

第 号

児童扶養手当 認定通知書

川崎市長 

付けで請求のありました児童扶養手当については、次のとおり認定しましたので
通知します。

受給者氏名				
受給者住所				
対象児童氏名	(1)	(2)		
	(3)	(4)		
	(5)	(6)		
対象児童数	人	支 手 月	給 当 額	円
支給開始年	分から	証 番	書 号	第 号
備 考				

- 1 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 2 裏面の注意事項をよく読んで下さい。

(裏面)

【注意事項】

- (1) 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は、児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込みます。
- (2) 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間にお住まいの区の区役所に提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- (3) 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (4) 支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財、その他の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、児童扶養手当法第12条第1項の規定により支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (5) お子さんが18歳に達した日の属する年度が終了し児童扶養手当を減額又は資格喪失された方で、お子さんの心身に障害があり、その程度が、「身体障害者手帳」のおおむね1～3級、又は「療育手帳」のおおむねA～Bに該当する場合には、本手当が20歳未満まで支給されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (6) 支給停止解除年月分から手当が支給されます。
- (7) 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があった場合には、公的年金給付等受給状況届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要がありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (8) 児童扶養手当法第13条の3の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出してください。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

児童扶養手当証書	
証書番号 _____ 号 受給者氏名 _____ 生年月日 _____ 手当月額 _____ 円 支給対象児童数 _____ 人 支給開始年月 _____	支払金融機関 _____ 住 所 _____
川崎市長 有効期限 _____	川崎市長 印
上記のとおり児童扶養手当法によって支給します。支給停止額をただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を控除した金額を支給します。	
記 事	

児童扶養手当を受けている方へ
～大切な事項ですので必ずお読みください～

この証書は、児童扶養手当（以下「手当」といいます。）を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。

1 支払について
手当の支給は1月、3月、5月、7月、9月、11月です。各支給月の11日（ただし、11日が土曜日又は休日の場合は、直前の土曜日又は休日でない日）に、この証書に記載されている金融機関に振り込みます。

2 現況届について
毎年8月1日から8月31日までに現況届を提出してください。
現況届は引続き手当を受給する資格があるかどうかを審査するためのもので、この届を提出しないと手当の支給が停止となります。また、2年間未提出のままですと受給資格がなくなりますので、必ず提出してください。

3 届出が必要とき
(1) 手当の減額について
支給の対象となっている児童が2人以上いる場合で、そのいずれかの児童が次のア～オのどれかに該当するときは、手当が減額されますので、速やかに届け出てください。
ア 手当を受けている人に、監護又は養育されなくなったとき
イ 死したとき

ウ 日本国内に住所を有しなくなったとき
エ 満18歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えたとき（政令で定める程度の障害のある児童は、満20歳に達したときまたは一定の障害でなくなったとき）
オ 児童が福祉施設等に入所したり、児童福祉法第27条第1項第3号に定める里親に委託されたとき

(2) 手当の増額について
手当の支給対象となる児童が増えたときは、速やかに届け出てください。

(3) 手当の支給停止について
ア 手当を受けている人が所得の高い扶養義務者（父母、祖父母、子、孫などの直系血族と兄弟姉妹）に扶養されるようになったときなどには、手当の全部を支給停止しなければならない場合がありますので、速やかに届け出てください。
イ 手当を受けている間に、公的年金給付等の受給状況に変化があり、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額を上回るときには、手当の全部を支給停止しなければならない場合がありますので、速やかに届け出てください。

ウ 手当の支給開始から5年又は支給事由が発生してから7年を経過した等の事由に該当する受給者（母又は父に限る。）については、以後、手当の2分の1が支給停止となりますが、就労や求職等自立に向けた活動をしている人や、就労できない事情がある人等は、届出を行うことによりこれまでと同様に手当を受給できます。

(4) 氏名・住所・金融機関等の変更について
氏名・住所・支払金融機関に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

(5) 受給資格の喪失について
手当を受ける資格がなくなる事山の主な例は次のとおりです。該当する事山が発生した場合は、速やかに届け出てください。
ア 手当を受けている母又は父が婚姻（事実婚を含む。）したとき
イ 手当を受けている人が死したとき
ウ 手当を受けている人が、日本国内に住所を有しなくなったとき
エ 手当を受けている人が、児童を監護又は養育しなくなったとき

4 手当の差止め・返還について
必要な届出を行わないと、手当の支払いが差し止められることがあります。また、必要な届出が遅れた場合は、事由の発生した翌月から受給していた手当をお返しいただくことになりますので、届出は速やかに行うようお願いいたします。
手当について不明な点がありましたら、お住まいの区の区役所児童家庭課にお問い合わせください。

届出をする際には、必ずこの証書を持参してください。

様

第 号

児童扶養手当 支給停止通知書

川崎市長 

あなたは、児童扶養手当法の規定により、次のとおり支給停止となりましたので通知します。

受 給 資 格 者 氏 名	
受 給 資 格 者 住 所	
支 給 停 止 の 期 間	分から 分まで
支 給 停 止 の 金 額	円
備 考	

- 1 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 2 裏面の注意事項をよく読んで下さい。

(裏面)

【注意事項】

- (1) 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は、児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込みます。
- (2) 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間にお住まいの区の区役所に提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- (3) 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (4) 支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財、その他の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、児童扶養手当法第12条第1項の規定により支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (5) お子さんが18歳に達した日の属する年度が終了し児童扶養手当を減額又は資格喪失された方で、お子さんの心身に障害があり、その程度が、「身体障害者手帳」のおおむね1～3級、又は「療育手帳」のおおむねA～Bに該当する場合には、本手当が20歳未満まで支給されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (6) 支給停止解除年月分から手当が支給されます。
- (7) 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があった場合には、公的年金給付等受給状況届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要がありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (8) 児童扶養手当法第13条の3の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出してください。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

様

号

児童扶養手当認定請求却下通知書

川崎市長 

付けで児童扶養手当認定の請求がありましたが、次のとおり却下しましたので、
通知します。

氏名	
住所	
却下した理由	

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、神奈川県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様

第 号

児童扶養手当 額改定通知書

川崎市長 

次のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので、通知します。

受 給 者 氏 名					
受 給 者 住 所					
対 象 児 童 名		(1)		(2)	
		(3)		(4)	
改 定 前	対 象 児 童 数	人	改 定 後	対 象 児 童 数	人
	支 給 手 当 月 額	円		支 給 手 当 月 額	円
改 定 年 月		から			
備 考					

- 1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で、神奈川県知事に
対し審査請求をすることができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して
1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表
する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して
1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 2 裏面の注意事項をよく読んで下さい。

(裏面)

【注意事項】

- (1) 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は、児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込みます。
- (2) 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間にお住まいの区の区役所に提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- (3) 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (4) 支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財、その他の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、児童扶養手当法第12条第1項の規定により支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (5) お子さんが18歳に達した日の属する年度が終了し児童扶養手当を減額又は資格喪失された方で、お子さんの心身に障害があり、その程度が、「身体障害者手帳」のおおむね1～3級、又は「療育手帳」のおおむねA～Bに該当する場合には、本手当が20歳未満まで支給されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (6) 支給停止解除年月分から手当が支給されます。
- (7) 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があった場合には、公的年金給付等受給状況届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要がありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (8) 児童扶養手当法第13条の3の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出してください。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

様

号

児童扶養手当 額改定請求却下通知書

川崎市長 

付けて児童扶養手当額の改定請求がありましたが、次のとおり却下しましたので
通知します。

請 求 者 氏 名	
請 求 者 住 所	
却 下 し た 理 由	

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、神奈川県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

第 18 号様式

第 号

金融機関によっては、一週間程、日数を要することがあります。

川崎市長



口座を解約された方及び変更された方は、口座に振り込みができません。

児童扶養手当支払通知書

児童扶養手当の支払いについては、次の支給内容のとおり、あなたの指定された金融機関の口座に振り込みますので、通知いたします。

また、受給者が児童扶養手当の受給資格を失ったり、受給資格に変動が生じた場合には、すみやかに、お住まいの福祉事務所に届出てください。

なお、届出が遅れた場合には、受領した手当を返還していただくことがあります。

また、いつわり、その他不正手段によって手当を受けた場合には罰せられることがあります。

支給の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

第 号

様

川 崎 市 長 印

児童扶養手当支払通知書

児童扶養手当の支払いについては、次の支給内容のとおり、あなたの指定された金融機関の口座に振り込みますので、通知いたします。

支 給 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

金融機関によっては、振り込みに一週間程、日数を要することがあります。
口座を解約された方及び変更された方は、口座に振り込みができません。
また、受給者が児童扶養手当の受給資格を失ったり、受給資格に変動が生じた場合には、すみやかに、お住まいの福祉事務所に届出てください。
なお、届出が遅れた場合には、受領した手当を返還していただくことがあります。
また、いつわり、その他不正手段によって手当を受けた場合には罰せられることがあります。

(表 面)

様

第 号

児童扶養手当 資格喪失通知書

川崎市長 

次のとおり、受給者は児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので、通知します。

氏 名	
住 所	
受給資格 がなくなった 理由	
受給資格 がなくなった日	
備 考	

- 1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、神奈川県知事に対し審査請求をすることができます。
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 2 裏面の注意事項をよく読んで下さい。

(裏面)

【注意事項】

- (1) 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は、児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込みます。
- (2) 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間にお住まいの区の区役所に提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- (3) 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (4) 支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財、その他の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、児童扶養手当法第12条第1項の規定により支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (5) お子さんが18歳に達した日の属する年度が終了し児童扶養手当を減額又は資格喪失された方で、お子さんの心身に障害があり、その程度が、「身体障害者手帳」のおおむね1～3級、又は「療育手帳」のおおむねA～Bに該当する場合には、本手当が20歳未満まで支給されることがありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (6) 支給停止解除年月分から手当が支給されます。
- (7) 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があった場合には、公的年金給付等受給状況届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要がありますので、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。
- (8) 児童扶養手当法第13条の3の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、お住まいの区の区役所によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出してください。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

第 21 号様式

(表面)

児 童 扶 養 手 当 受 給 資 格 調 査 員 証

第 号

職 名

氏 名

生年月日

写真

児童扶養手当法第 29 条に定める当該職員であることを証します。

年 月 日 交付

印

川崎市長

(裏面)

扶養手当法（抄）

(支給の制限)

第 14 条 手当は、次の各号いずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。

4・5 (略)

(調査)

第 29 条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し、受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項第 1 号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより、手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことに命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3 前 2 項の規定によって質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この調査員証は、交付の日から 1 年間有効とする。

3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。